

告 示

埼玉県告示第八百九十六号

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和五十四年埼玉県条例第十号）第七条第一項の規定により、次の地域をふるさとの緑の景観地として指定したいので、同条第三項の規定により公告する。

令和七年十二月二日

埼玉県知事 大野元裕

一 ふるさとの緑の景観地の名称及び当該景観地の区域の拡張に含まれる土地の区域

名 称	区 域
所沢市北中ふるさとの緑の景観地	埼玉県所沢市東狭山ヶ丘五丁目九四五番一

二 ふるさとの緑の景観地の区域の拡張の案の縦覧期間

令和七年十二月二日から令和七年十二月十六日まで

三 ふるさとの緑の景観地の区域の拡張の案の縦覧場所

埼玉県環境部みどり自然課

埼玉県西部環境管理事務所

所沢市環境クリーン部みどり自然課